

大和市告示第197号

大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成24年大和市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第6条第1項中「第7号」を「第6号」に改め、第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第2項中「2か月以内」を「6月以内」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。